


所管部課		福祉部 高齢介護課 福祉部 障害福祉課	部長	田口 茂夫		
件名		令和2年度東大和市介護・障害福祉サービス事業所助成金支給要綱の 制定について		区分	1 審議事項 <input type="radio"/>	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、利用控えによる減収や、衛生用品購入による臨時の出費など、介護サービス事業所及び障害福祉サービス事業所の経営状況の悪化を踏まえ、事業継続に資する助成金を運営法人に支給するための単年度要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 主な内容 ア 対象 市の区域内の指定事業所において、介護サービス又は障害福祉サービスを提供している法人（令和2年8月1日において事業を実施しており、令和3年3月31日まで事業継続の見込みのある事業者に限る。） イ 支給額 1サービスにつき、20万円（り患リスク等を踏まえ一部のサービスについては、10万円）。ただし、介護サービス及び障害福祉サービスのいずれについても、同一法人について60万円の上限を設定する。</p> <p>(2) 施行日 決裁日から施行し、令和2年8月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果 助成金の支給により、市内における介護サービス及び障害福祉サービスの事業継続が図られ、高齢者や障害者の福祉の向上に寄与することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 令和2年7月28日 臨時議会にて補正予算成立</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 持ち回り庁議終了後、速やかに制定手続を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。